

印西市生活困窮者自立相談支援・被保護者就労支援業務委託プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、印西市生活困窮者自立相談支援・被保護者就労支援業務（以下「業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選考するため必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

印西市生活困窮者自立相談支援・被保護者就労支援業務委託

(2) 業務内容

別添「印西市生活困窮者自立相談支援・被保護者就労支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約日の翌日から令和6年3月31日

・準備期間 契約日の翌日から令和3年3月31日

・本履行期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日

(4) 事業場所 印西市大森2551-4

(5) 委託料上限額

委託料の上限額は、次のとおりとする。

令和2年度 0円

令和3年度 43,984,600円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和4年度 44,606,100円（消費税及び地方消費税を含む。）

令和5年度 44,782,100円（消費税及び地方消費税を含む。）

総額 133,372,800円（消費税及び地方消費税を含む。）

提案に際しては、年度ごとに、この上限額の範囲内で提案額を提示すること。

なお、提案額の提示に当たっては、消費税の税率を10%で積算するものとする。

3 参加資格等

(1) 参加資格

プロポーザルに参加する者は、次の要件をすべて満たすものとする。

- ①本事業の趣旨を十分に理解した上で委託業務を実施できる団体（法人）であること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- ③国税及び地方税を滞納していない者。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第

225号)に基づき、更生手続又は民事再生手続の開始の申立てがなされていない者。

- ⑤ 法人代表者及び法人の役員等が、暴力団員等若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑥ 法人代表者及び法人の役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 共同事業体による申請

参加表明に当たっては、以下のとおり複数の団体から構成される共同事業体により申請することができる。

ただし、申請後の代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めない。また、共同事業体の構成員又は単独で申請した団体が、他の共同事業体の構成員になることはできない。

なお、共同事業体における各構成団体は、本業務の遂行に伴い、当該共同事業体が負担する責務の履行に関し、連帯責任を負う。

① 共同事業体の名称

各構成団体の名称とは別に、共同事業体の名称を定めること。

② 代表団体

各構成団体から代表団体（1団体）を定めること。

市から申請者への通知・連絡等は、代表団体に行う。

各構成団体から代表団体に対して次の事項を委任するものとし、様式3を提出すること。

ア) 印西市との折衝に関すること

イ) 応募申請に関すること

ウ) 契約締結に関すること

エ) 委託料の請求及び受理に関すること

オ) 他関係団体との調整に関すること

カ) 共同事業体に属する財産に関すること

キ) その他、プロポーザルの応募、契約の締結に関する一切の権限

また、各構成団体で協議の上、本事業に関する役割分担や費用分担などを明確にし「共同事業体協定書」を締結し、写しを提出すること。

③ 共同事業体における資格要件

全構成団体が本実施要領の「2 参加資格等（1）参加資格」を満たしていることが条件となる。（要件確認のための提出書類についても全構成団体の書類を提出すること。）

4 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。

	内 容	期日・期間等
1	公募開始日	令和2年11月16日（月）
2	質問受付期間	令和2年11月16日（月） ～ 11月20日（金）17時まで
3	質問回答日	令和2年11月26日（木）
4	参加申請書等受付期間	令和2年11月16日（月） ～ 11月30日（月）17時まで
5	参加資格確認結果通知日	令和2年12月3日（木）
6	企画提案書等受付期間	令和2年12月7日（月） ～ 12月18日（金）17時まで
7	審査（プレゼンテーション）	令和3年1月18日（月）
8	審査結果通知日	令和3年1月下旬 【予定】
9	契約締結日	令和3年2月上旬 【予定】

※スケジュールについては、都合により変更となる場合がある。その場合は本市ホームページにおいて告知する。

5 質問及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、以下のとおりとする。なお、受付期間以外に提出された場合、指定の方法によらない場合又は明らかに参加資格を満たさないと認められる場合は、質問には回答しない。

(1) 質問の提出方法

質問がある場合は、「別紙1 質問書」に質問事項を記載の上、電子メールで、「14 担当事務局」に記載の電子メールアドレスに送付するとともに、電話による着信確認をすること。

(2) 受付期間

令和2年11月16日（月）から令和2年11月20日（金）17時まで

(3) 回答方法

質問及び回答は、令和2年11月26日（木）に本市ホームページ上にて公開する。なお、質問が無かった場合もその旨を示すので必ず確認すること。

6 参加申請の手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加申請書（単独：様式1、共同：様式2）
- ②共同事業体に関する委任状（様式3） 【共同事業体のみ作成】
- ③共同事業体協定書の写し 【共同事業体のみ作成】
- ④誓約書（様式4）
- ⑤法人の概要説明書（様式5）

⑥法人の事業実績（様式6）

⑦関係書類

（ア）定款、寄付行為、規約又はこれに類する書類

（イ）法人の登記事項証明書（申請日の3か月以内に発行されたもの）

（ウ）申請日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書及び決算諸表
（貸付対照表、損益計算書、財産目録）

（エ）法人納税証明書（国税、地方税）※直近のもの

（2）受付期間

令和2年11月16日（月）から令和2年11月30日（月）17時まで

（3）提出方法

「14 担当事務局」まで持参又は郵送（受付期間内必着）とする。

（4）提出部数等

①～⑦の順序で製本し、インデックスを付けA4ファイルで提出すること。また、ファイルの表紙には「印西市生活困窮者自立相談支援・被保護者就労支援業務委託」「参加申請書」及び法人名を、背表紙には「参加申請書」及び法人名を表示すること。

正本1部（代表者印を押印したもの）

副本10部（正本の写し）

7 参加資格結果

提出された参加申請書等により、担当課において参加資格確認を行う。

参加資格確認結果は、令和2年12月3日（木）に参加申請書記載の電子メールアドレス宛に電子メールにて通知する。

8 企画提案書の提出

参加資格を認められた者は、プロポーザルに関する企画提案書を、次のとおり提出すること。

（1）提出書類

①企画提案書（様式7）

②企画提案書内容【様式任意】

様式7（参考様式）の項目順に作成すること。

企画提案内容については、以下の項目に留意して作成すること。

ア）提案は原則として一案とするが、部分的に複数案提示することは認める。

イ）仕様書等を踏まえて記載すること。

ウ）A4縦版とし、両面印刷で30ページ以内、文字サイズは12ポイント以上（図表、画像を除く）、左右に20mm以上の余白を設定し、ページ番号を付すること。なお、やむを得ない事由によりA4サイズに収まらない場合は、A3サイズを使用することとし、片面横折り込みとする。

③各支援員の資格・実績を証する書類（受託後雇用の場合は雇用計画）（任意様式）

④見積書【様式任意】

ア) 「2（5）委託上限額」を踏まえ、A4縦版とし、税込み金額で年度ごとの提案額及び3か年の総提案額を明示すること。また、単価や人工等の積算の内訳を項目ごとに記載すること。

(2) 受付期間

令和2年12月7日（月）から令和2年12月18日（金）17時まで

(3) 提出方法

「14 担当事務局」まで持参又は郵送（受付期間内必着）とする。

(4) 提出部数等

提出書類①～④の順序で製本し、インデックスを付けA4ファイルで提出する。

また、ファイルの表紙には「印西市生活困窮者自立相談支援・被保護者就労支援業務委託」「企画提案書」及び法人名を、背表紙には「企画提案書」及び法人名を表示すること。

正本1部（代表者印押印のもの）

副本10部（正本の写し）

(5) 参加辞退

参加資格が認められた者で、企画提案書等の提出を行わない者は、辞退届【様式8】を令和2年12月18日（金）17時までに持参又は郵送（必着）にて提出すること。

9 審査（プレゼンテーション）

提出された企画提案書等により、審査（プレゼンテーション）を行う。

(1) 日時

令和3年1月18日（月）

実施時間については、令和2年12月23日（水）（予定）に、メールにて通知する。

なお、順番は企画提案書提出順とする。

(2) 場所

印西市役所会議棟2階 204会議室

※控室は202会議室とする。

(3) 1者当たりの所要時間

- ・準備5分
- ・企画提案プレゼンテーション20分以内
- ・企画提案に対する質疑等15分程度

(4) 内容説明

企画提案書等に基づく説明を行うこと。

(5) 参加人数

5名以内とする。

(6) その他

① パソコン等の電子機器を利用する場合は、事前に本市に連絡すること。この場合、プロジェクター及びスクリーンは本市で用意し、パソコン等のその他の機器は提案者が持参すること。

なお、プレゼンテーションは企画提案書に基づき実施し、資料の追加や差し替えは認めない。

② 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、参加者はマスク又はフェイスシールドを着用すること。

③ 新型コロナウイルス感染症の発生状況によっては、参加者に連絡の上、審査(プレゼンテーション)の実施方法を変更する場合がある。

1.0 受託候補者の選定

委員会による企画提案書及びプレゼンテーションに基づく審査を経て、受託候補者を選定する。

(1) 選定基準

委員会において「別紙2 審査基準」に基づき審査を行い、最高点を得た者を受託候補者として選定する。なお、「別紙2 審査基準」に記載の最低基準点を超えない提案者は失格とする。

(2) 結果通知

結果については令和3年1月下旬頃に、結果にかかわらず、書面にて通知する。

(3) 参加申請者が1者の場合

参加申請者が1者の場合でも、原則として審査(プレゼンテーション)を行い、委員会がその企画提案書等について、本実施要領や仕様書等を満たすと判断した場合は、その1者を受託候補者として選定する。

(4) 合計点が同点の場合

合計点が同点となった場合は、次の順序で上位者を決定する。

① 審査基準の「実施体制及び組織体制」と「対象者の把握、支援方法」の合計の評価が高い方

② 委員会の合議による。

(5) その他

審査の経緯や審査内容に関する質疑及び審査結果に対する異議は受け付けない。

1.1 契約の締結

受託候補者として選定された者と契約締結の協議を行う。原則として企画提案書等

に記載した内容や、審査で説明、質疑に対して回答した内容は、本業務の仕様として位置付けるものとする。ただし、本業務の目的を達成するため、受託候補者との協議により項目を追加、変更及び削除することがある。また、見積額を超えない範囲で、契約内容及び契約額等の調整を行うことがある。なお、協議が不調となった場合は、次点候補者と協議を行うものとする。

1 2 失格事項

次の各号に該当した場合は失格とする。

- (1) 本実施要領に定める参加資格の要件等を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかった場合
- (3) 本実施要領に定める事項に適合しない行為があった場合
- (4) 提出書類の受付期間中に所定の書類が提出されなかった場合
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (6) 企画提案書等の内容が仕様書等で定める業務等や最低基準点を満たさない場合
- (7) 提案額が委託料上限額を超えている場合や内訳が示されていない場合
- (8) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (9) その他、著しく信義に反する行為等、失格にすべき行為があった場合

1 3 その他

- (1) プロポーザルに係る経費は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しない。
- (3) 提出された書類は、再提出を認めない。
- (4) プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (5) 個人情報の取扱いについては、印西市個人情報保護条例（平成12年条例第25号）により、個人情報の適切な取扱いを行う。また、情報公開の取扱いについては、印西市情報公開条例（平成12年条例第24号）により行う。
- (6) 業務遂行に当たり関係法令等を遵守した事業を行うこととします。
- (7) 参加申込者は委託者決定後において、この要領の内容について一切の意義を申し立てることはできない。

1 4 担当事務局

印西市 福祉部 社会福祉課

担当：稲村・山田・荒川

〒270-1396 千葉県印西市大森2364番地2

TEL : 0476-33-4513

FAX : 0476-42-0381

E-mail : syafukuka@city.inzai.chiba.jp